

平成 25 年 2 月 9 日
関西広域連合本部事務局

関西広域連合における地方分権改革推進に向けた今後の取組方針

1 設立趣旨等

- 関西広域連合は、地方自ら分権改革の突破口を開く行動として、関西全体の広域行政を担う責任主体を確立するとともに、国の出先機関の事務・権限等の受け皿となり、国と地方の二重行政を解消することをめざし、関西の府県・政令市が主体的に設立したものである。
- 広域連合は府県との併存を前提とした、設置根拠も道州とは異なる組織である。広域連合がそのまま道州に転化しないことは、関西広域連合設立に際しての前提である。道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方については、広域連合の活動実績を積み重ねた上で、関西自らが評価し検討していくこととしている。

2 これまでの経過等

- これまで関西広域連合では、府県を越える広域事務について広域計画の策定及びこれに基づく活動展開を行ってきた。国の出先機関の移管については、九州地方知事会等とも連携しながら、その丸ごと移管を求めることとし、第一段階として経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を対象としてきた。この結果、関連法案の閣議決定に至った。
- しかしながら、先の衆議院議員総選挙による新政権は、これまで前政権が進めてきた国出先機関の移管には反対の立場である一方、道州制の検討を進めることとしている。従って、関西広域連合にとって、国の出先機関移管の新たな戦略の構築が必要となっており、また、国主導の道州制ではない、地方の視点を踏まえた検討を行う必要がある。

3 今後の戦略

- こうした中で関西広域連合は、中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するという設立趣旨を踏まえ、1月24日開催の先の広域連合委員会において、今後の取組方針を次のとおり確認した。

<地方分権の推進>

- ① 政府における道州制の検討が進まない限り、地方分権改革も進めないこととならないよう、地方分権を政府に対して強く主張していく。
- ② このため、国の事務・権限等について、地方に委ねられるべきものについては積極的に移譲を求めていくなど、地方分権改革の推進に積極的に取り組む。

<国出先機関の移管を引き続き主張>

- ③ 地方分権改革の原点に立ち返り、広域連合設立のねらいである国出先機関をはじめとする国の事務・権限等の移譲を引き続き求めていく。
- ④ 政府与党が主張する道州制においても、国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであり、関西広域連合が先行的にその受け皿となるよう求めていく。

なお、第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会において国出先機関の地方移管について検討されており、この流れが断ち切られることがあってはならない。

<道州制への対応>

- ⑤ 前述のとおり、広域連合がそのまま道州に転化しないことは、関西広域連合設立に際しての前提となっている。一方で、政府与党が道州制について検討を予定していることに鑑み、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する立場から、政府が検討を進める道州制についてその課題・問題点等を指摘していくため、広域行政システムに関する研究会を立ち上げ独自に検討を行い、その成果を検討機関に積極的に提言する。

<有識者研究会の概要>

◇ 設置時期：平成25年2月を目途

◇ 構 成 員：有識者3～4名程度（今後選任予定）

◇ 検討の視点：

- 1 国主導により中央集権体制の強化につながる道州制になる懸念があり、地方分権の立場から、課題や問題点を指摘する。
- 2 府県のあり方だけではなく、国（中央省庁や国会など）と地方を通じ我が国の統治機構全体のあり方を検討対象とすべき。
- 3 府県の廃止は必ずしも前提ではなく、府県が併存する広域行政システムも排除しない。
- 4 広域連合を活かした先行実施など、段階的な導入方法もあり得る。 等